

「とっとり diary」とっとり暮らし発信事業実施委託業務 公募型プロポーザル実施要領

「とっとり diary」とっとり暮らし発信事業実施委託業務（以下「本業務」という。）に係る「とっとり diary」とっとり暮らし発信事業実施委託業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）は、本業務に係る公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）及び契約に関し、応募者が遵守しなければならない事項を定める。

1 業務の概要

(1) 業務の名称

「とっとり diary」とっとり暮らし発信事業実施委託業務

(2) 業務目的

都市部の若者や子育て層へのとっとり暮らしの魅力発信を強化するため、リアルなとっとり暮らしの発信を県内の移住者等や高校生・大学生などの若者に担い手となってもらい、鳥取県の認知度向上及び「暮らしやすい鳥取」のイメージ醸成を図り、若者・子育て層（20～40歳代）の本県への移住・定住へつなげる。

(3) 業務内容

別添「とっとり diary」とっとり暮らし発信事業実施委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(4) 業務期間

契約締結日から令和7年3月14日（金）まで

(5) 予算額

金 4,520,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「イベント・広告・企画」の「広告・広報」、「イベント企画・運営」又は「その他」のいずれかに登録されている者であること。

なお、この本プロポーザルに参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和6年6月7日（金）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより3の（2）の場所に提出すること。この際、本プロポーザルに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに3の（2）の場所に必ず連絡する

こと。

- (3) 令和6年5月20日(月)から本業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 令和6年5月20日(月)から本業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 応募手続き等

- (1) 書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県輝く鳥取創造本部とっとり暮らし推進局人口減少社会対策課

電話 0857-26-7652

電子メール jinkoutaisaku@pref.tottori.lg.jp

- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話番号 0857-26-7431

- (3) 実施要領等の交付

令和6年5月20日(月)から同年6月7日(金)までの間にインターネットの鳥取県輝く鳥取創造本部とっとり暮らし推進局人口減少社会対策課ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/jinkoutaisaku/>)から入手するものとする。

ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

令和6年5月20日(月)から同年6月7日(金)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ

- (4) 参加申込書兼資格確認書の提出

本プロポーザルに参加を表明する者は、令和6年6月7日(金)午後5時15分までに、参加申込書兼資格確認書(様式第1号)を3の(1)の場所に電子メールで提出するとともに、提出後は3の(1)に電話連絡を行い、受領された旨を確認すること。

※ 本プロポーザルへの参加は、参加申込書兼資格確認書(様式第1号)を上記期限までに提出した者に限る。

4 質問の受付等について

- (1) 企画提案書等の作成にあたり質問がある場合は、質問書(任意様式)を作成し、令和6年5月27日(月)午後5時15分までに3の(1)の場所に電子メールで提出す

ること。

- (2) 質問及び回答内容を令和6年6月3日(月)までにインターネットの鳥取県輝く鳥取創造本部とっとり暮らし推進局人口減少社会対策課ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/jinkoutaisaku/>)に掲載する。

5 企画提案書等の作成、提出等

企画提案書等は、次に定めるところにより作成し、提出すること。

(1) 提出書類等

ア 企画提案書(様式第2号) 5部

15ページ以内(企画提案の内容を補足する参考資料を含む。)とし、様式第2号の

2 提案内容に記載した事項を必ず明記し、A4版用紙で提出すること。

イ 見積書(任意様式) 1通

①経費の明細を算出し、その経費(内訳を含む)を記載すること。

②見積書に記載する金額は消費税及び地方消費税の額を含めた金額とし、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

ウ 定款、規約・会則等 1部

定款、規約・会則、役員名簿及び団体の組織図

エ その他留意事項

(ア) 選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし契約締結前にあつては、提案者に帰属するものとする。

(イ) 選定されなかった者の企画提案書等に係る著作権は、提案者に帰属する。

(ウ) 県は提案者に対して、企画提案書等に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(エ) 2の参加資格要件を満たさない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた企画提案書等は無効とするとともに、選定の取り消しを行うことがある。

(オ) 企画提案書等の提出後、企画提案書等に係る個別事項に疑義がある場合は、県から質問することがある。

(カ) 企画提案書は1者につき1案とする。

(2) 提出方法及び提出期限等

ア 提出方法

持参又は郵送とする。(電子メールによる提出は受け付けない。)

郵送の場合は、簡易書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留便に準ずるもの(親展と明記すること。)とする。

イ 提出場所

3の(1)の場所

ウ 提出期間及び時間

令和6年6月10日（月）から同年7月2日（火）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送による場合は、令和6年7月2日（火）午後5時15分までに必着のこととし、併せて3の（1）の場所に電話連絡すること。

（3）企画提案書等の無効

ア 2の参加資格要件を満たさない者が提出したもの又は虚偽の記載がなされたもの
イ 実施要領に示す要件を満たしていないもの。ただし、正当な理由があると認められる場合についてはこの限りでない。

6 プレゼンテーションの実施

企画提案書等の内容について審査を行うため、プレゼンテーションを実施する。詳細は、企画提案書等を提出した者に別途連絡する。

（1）日時 令和6年7月中旬

（2）実施方法 Web会議システムを利用しオンラインにて実施する。

（3）持ち時間等 プレゼンテーションは一提案につき30分程度とする（入室及び準備・退室5分、企画提案書等の説明（15分以内厳守）、質疑応答（10分程度）。
なお、開催時間の10分前までに入室すること。

（4）参加資格

ア 本プロポーザルへの選考への参加を表明した者。

イ 参加資格要件を満たす者であって、企画提案書等の無効要件に該当しない企画提案書等を提出し、かつ提案者の失格要件に該当しない者とする。

（5）その他

ア 企画提案書等提出後の内容の差し替え、追加は認めない。

イ 説明資料は、原則、提出した企画提案書等によるものとし、プレゼンテーション動画やサンプル映像などを表示させることも可とする。

7 審査会の設置

（1）別添「とっとり diary」とっとり暮らし発信事業実施委託業務評価要領（以下、「評価要領」という。）に基づき、企画提案書を審査するため、「とっとり diary」とっとり暮らし発信事業実施委託業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（2）審査会は4名で構成し、委員長及び委員を置くものとする。

（3）審査に当たっては、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

8 評価及び選定方法

（1）提案の評価は、企画提案書及びプレゼンテーションの内容により、審査会において、評価要領に基づき、審査会の委員が個別に評価採点し、その点数を合計する方法により得点を算出して、最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。

なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

(2) 審査結果は、インターネットの鳥取県輝く鳥取創造本部とっとり暮らし推進局人口減少社会対策課ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/jinkoutaisaku/>)で公表するとともに、提案者全員に文書で通知する。

公表については、全ての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最優秀提案者のみとする。

(3) 審査の経緯は公表しない。

(4) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

9 契約に関する条項

(1) 契約の締結

審査会による審査の結果、8により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容の変更の協議を含む。協議が不調のときは、8により順位付けられた上位の者から順に契約の締結協議を行う。

(2) 契約保証金

契約の相手方（以下「受注者」という。）は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(3) 暴力団の排除

受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を鳥取県に支払わなければならない。

また、受注者は次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを、鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が個人事業者にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすること、その他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

- (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
- (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
- (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

10 その他

(1) 企画提案書等の取扱い

企画提案書等は、原則として返却しない。

なお、鳥取県に提出された書類は鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になるが、提案者に無断で本プロポーザル以外の用途には使用しない。

(2) 参加経費

本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

11 スケジュール（予定）

契約の締結に至るまでの手続き及び時期は次のとおりとする。

- | | |
|---------------------|--------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和6年5月20日（月） |
| (2) 質問受付期限 | 令和6年5月27日（月） |
| (3) 質問回答 | 令和6年6月3日（月） |
| (4) 参加申込書兼資格確認書提出期限 | 令和6年6月7日（金） |
| (5) 企画提案書等の提出期限 | 令和6年7月2日（火） |
| (6) 審査会の開催（別途通知） | 令和6年7月中旬 |
| (7) 審査結果の通知 | 令和6年7月中旬 |
| (8) 契約等協議、見積依頼 | 令和6年7月中旬 |
| (9) 契約締結 | 令和6年7月下旬 |